

奈良署における全国労働衛生週間の取組について

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

9月は全国労働衛生週間の準備期間です

～この機会に職場の安全と衛生環境を見直してみませんか？～

改正労働安全衛生法への 対応は進められていますか？

今年6月1日から受動喫煙防止対策が事業者の努力義務になっています

今年12月1日からストレスチェックの実施が事業者の義務となります

来年6月1日から化学物質のリスクアセスメントの実施が事業者の義務となります

9月は職場の健康診断実施強化月間です

健康診断と、健康診断実施後の措置を行っていますか？

特に、派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務が課されています。

厚生労働省では、毎年10月1日から10月7日までを、全国労働衛生週間として定め、全国的に労働災害や職業性疾病防止の啓発活動を行っているところです。

奈良労働基準監督署管内でも、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、「過重労働防止」、「ストレスチェック制度の周知」、「化学物質のリスクアセスメントの義務化の周知」、「健康診断強化月間」を行政目標として、この全国労働衛生週間の準備期間において、啓発活動等を実施しています。

奈良労働基準監督署では、下記によって、啓発の取組を実施しています。

記

1 運送事業者への監督・個別指導等

- (1) 日時 9月1日から同月30日
- (2) 訪問先 管内の運送事業者

(3) 内容 過重労働防止、交通労働災害防止

長時間労働となる可能性が高いトラック運転者について、過重労働防止、健康診断受診の徹底及び交通労働災害防止を目的にして、奈良監督署管内の運送事業者に対して、監督指導を実施しています。

2 全国労働衛生週間準備講習会への参加

(1) 日時 平成27年9月9日

(2) 内容 全国労働衛生週間実施要綱、化学物質管理、メンタルヘルス対策等

全国労働衛生週間準備期間中の啓発活動の一環として、奈良県労働基準協会奈良支部主催の全国労働衛生週間準備講習会に出席しました。

奈良労働基準監督署長から最近の労働災害発生状況、労働災害防止の取組（死亡災害の撲滅・労働災害減少のための緊急要請を含む）、安全衛生優良企業認定の取得をはじめとした自主的安全衛生管理活動の推進などについて説明を行いました。

安全衛生課長からは、全国労働衛生週間を機に日常の労働衛生管理活動を振り返り、よりレベルの高い労働衛生管理活動を目指してほしいとして、全国労働衛生週間実施要綱、労働衛生管理の基本、化学物質に関するリスクアセスメント、ストレスチェック制度等について説明しました。

会場の様子（熱心に聴いておられる様子）



署長説明



安全衛生課長説明



3 粉じん・化学物質等の取扱事業場への監督・個別指導等

- (1) 日時 9月1日から同月30日
- (2) 訪問先 管内の工場等
- (3) 内容 労働災害防止、熱中症対策、リスクアセスメント

粉じんや化学物質等を取り扱う工場等に対して、個別に訪問を行い、作業環境管理や化学物質のリスクアセスメントの義務化等について、行政指導等を実施しています。